

雇児発第487号

社援発第1274号

老発第273号

平成13年7月23日

(最終改正：平成25年3月29日)

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉法人指導監査要綱の制定について

社会福祉事業の実施を目的に設立される社会福祉法人（以下「法人という。」）の指導監査については、これまで「社会福祉法人監査指導要綱の制定について」（昭和54年5月16日社庶第57号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧要綱」という。）により行われてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等関係通知の改正等を踏まえ、法人の指導監査の指針として別添のとおり社会福祉法人指導監査要綱を制定いたしましたので、法人の適正な運営を確保する観点から本要綱に基づき適切に指導監査を行っていただくようお願いいたします。

なお、指導監査を行うに際しては、下記の事項について御留意いただくようお願いいたします。

いたします。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、当該通知の施行に伴い、旧要綱は廃止する旨を併せて申し添えます。

記

1 指導監査の目的

法人に対する指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導監査事項について指導監査を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものであること。

2 指導監査の実施等

(1) 指導監査の実施に当たっては、指導監査の方針、実施時期及び具体的方法等について指導監査の実施計画を策定した上で、別添の「社会福祉法人指導監査要綱」に基づき、効果的な指導監査の実施に努められたい。

なお、実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前回の指導監査の結果等を勘案してその効果的实施について十分留意すること。

(2) 法人運営と施設又は事業（以下「施設等」という。）の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、法人の指導監査は、施設等の指導監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。特に、指定都市又は中核市においても施設等を経営している道府県所管法人に対する指導監査に当たっては、施設等の指導監査を担当する指定都市・中核市と法人の指導を担当する道府県が十分連携を取りながら指導監査を実施することが望ましいこと。また、市が法人に対する指導監査を行う場合も、施設等の指導監査を担当する都道府県と十分連携を取りながら指導監査を実施することが望ましいこと。

(3) 指導監査は、一般監査と特別監査とする。一般監査については、実地において行うものとし、以下のいずれも満たす法人については、一般監査を2年に1回とすること。

ア 法人本部の運営について法及び関係法令・通知（法人に係るものに限る）に照らし、特に大きな問題が認められない。

イ 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。

(4) さらに、(3) のア、イに関して問題が認められない法人が外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると所轄庁が判断するとき、又は、当該法人において苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると所轄庁が判断するときにおいては、一般監査を4年に1回として差し支えないこと。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。ただし、一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して所轄庁が認めるものに限る。

なお、ISO9001の認証取得施設を有する法人についても、これと同様に取り扱って差し支えない。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。（福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている）

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。

(5) 法人の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は、(3)及び(4)の取扱いによらず随時指導監査を実施すること。

(6) 新たに設立された法人については、設立年度又は次年度の早期に指導監査を実施すること。なお、この場合、施設整備を伴うものについては、施設整備担当部局と十分な連携の上実施すること。

(7) 特別監査については実地において行うものとし、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として随時実施すること。指導監査によって重大な問題が認められた法人並びに不祥事の発生した法人に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施すること。

(8) 指導監査の結果、改善を要する事項については、改善措置を文書をもって指導する

こと。また、具体的改善措置について期限を付して報告させ、必要がある場合には、改善状況について確認のための再調査を実施すること。

- (9) (8)の指導に係る事項について改善が図られない場合は、個々の事例に応じ、法第56条又は第58条の規定により改善を命ずる等所要の措置を講ずること。
- (10) さらに、法令違反などが明らかになった場合は、法第56条第2項から第4項までの規定に基づく業務の全部又は一部の停止、理事の解職勧告、解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施すること。
- (11) 指導監査結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましいこと。

3 他機関等との連携

- (1) 法人が複数の都道府県市に施設等を経営している場合については、施設等の指導監査を実施した都道府県知事等は、当該法人が経営する他の施設等について関係する都道府県市及び厚生労働省（地方厚生局を含む。）に対し、指導監査結果の情報提供に努めること。
- (2) 衛生部（局）等の他部（局）の監督下にある施設を経営する法人の指導監査に当たっては、当該部局等との連携を図る体制を整えて実施するとともに、指導監査内容について必要な情報の交換に努めること。

4 指導監査結果の報告

都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の指導監査結果（都道府県にあっては、管内市（指定都市及び中核市を除く。）が実施した指導監査結果を含む。）については、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に報告すること。